

平成21年7月2日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成20年(ホ)第454号, 第505号損害賠償請求控訴, 同附帯控訴事件

原審・広島地方裁判所平成19年(ワ)第1417号

口頭弁論終結日 平成21年4月23日

判 決

大阪市北区西天満3丁目14番6号 センチュリー西天満ビル3階

橋下綜合法律事務所

控訴人(附帯被控訴人, 以下「控訴人」という。)

	橋	下	徹
同訴訟代理人弁護士	溝	上	宏
同	角	田	龍

広島市中区幟町3番57号 中特ビル4階 まこと法律事務所

被控訴人(附帯控訴人, 以下「被控訴人」という。)

	今	枝	仁
広島市中区上八丁堀3番6号 第2ウエノヤビル7階 新川法律事務所			
同	新	川	登茂宣

広島市中区西白島町18番4号 城北ビル2階 足立修一法律事務所

同	足	立	修一
---	---	---	----

広島市中区上幟町3番20号 なか島ビル3階 広島法律事務所

同	井	上	明彦
---	---	---	----

上記被控訴人ら訴訟代理人弁護士

	島	方	時夫
同	大	村	真司
同	青	木	貴央
同	田	中	陽
同	兒	玉	浩生

被控訴人今枝仁訴訟代理人弁護士

坊 垣 内 拓

被控訴人足立修一，同井上明彦訴訟代理人弁護士

端 野 真

主 文

- 1 本件控訴に基づき原判決主文1，2項を次のとおり変更する。
  - (1) 控訴人は，被控訴人ら各自に対し，90万円及びこれに対する平成19年5月27日から支払済みまで年5分の割合による金員をそれぞれ支払え。
  - (2) 被控訴人らのその余の請求をいずれも棄却する。
- 2 被控訴人らの附帯控訴（当審における請求拡張部分を含む。）をいずれも棄却する。
- 3 訴訟費用は1，2審を通じてこれを3分し，その1を控訴人の負担とし，その余を被控訴人らの負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 当事者の求めた裁判

1 控訴の趣旨

- (1) 原判決中控訴人敗訴部分を取り消す。
- (2) 被控訴人らの請求をいずれも棄却する。

2 附帯控訴の趣旨

- (1) 原判決中，被控訴人ら敗訴部分を取り消す。
- (2) 控訴人は被控訴人ら各自に対し，原判決認容額に加えて130万円及びこれらに対する平成19年5月27日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

- 1 控訴人及び被控訴人らはいずれも弁護士であり，被控訴人らは本件刑事事件

の弁護団（本件弁護団）の構成員であるが、被控訴人らは、控訴人がテレビ放送において、本件弁護団の弁護活動が許されないとして本件弁護団の構成員に対する懲戒請求を求めるなどの発言をしたことにより名誉を毀損されたとし、また、控訴人が視聴者に対して被控訴人らを対象とする懲戒請求を呼びかけたことが名誉毀損とは別個の不法行為を構成するとし、これらによる損害賠償の支払を求めた（附帯請求は、上記テレビ放送の日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金）。

なお、略称については、特に断りがない限り、原判決に従う。

- 2 関連法令及び前提事実は、原判決「事実及び理由」第2「事案の概要」1及び2（1頁23行目から4頁24行目まで）のとおりであり（ただし、3頁18行目から19行目にかけての「（本件刑事事件において本件弁護団がしたという主張の内容を摘示するもの）」と同頁21行目から22行目にかけての「（上記主張を本件弁護団が創作したという事実を摘示するもの）」を削り、4頁24行目の次に改行して「(6) 本件刑事事件につき、平成20年4月22日、「第一審判決を破棄する。被告人を死刑に処する。」との差戻控訴審判決が言い渡され、同事件は、被告人の上告により上告審に係属している。」を加える。）、争点及び争点に関する各当事者の主張は、後記に付加するほか、同3及び4（4頁25行目から23頁17行目まで〔ただし、7頁16行目の「原告」を「被告」に改める。〕）のとおりであるから、それぞれこれを引用する。

なお、上記引用にかかる原判決認定の控訴人の各発言は、以下のとおりである（以下、「発言ア、①」等の略称を用いる。）。

ア 「死体をよみがえらすためにその姦淫したとかね（①）、それから赤ちゃん、子どもに対しては、あやすために首にちょうちょ結びをやった（②）ということ、堂々と21人のその資格を持った大人が主張すること、これはねえ、弁護士として許していいのか」

イ 「明らかに今回は、あの21人というか、あの安田っていう弁護士が中

心になって、そういう主張を組み立てたとしか考えられない」

ウ 「ぜひね、全国の人ね、あの弁護団に対してもし許せないって思うんだ  
ったら、一斉に弁護士会に対して懲戒請求かけてもらいたいんですよ」

エ 「懲戒請求ってのは誰でも彼でも簡単に弁護士会に行って懲戒請求を立  
てれますんで、何万何十万っていう形であの21人の弁護士の懲戒請求を  
立ててもらいたいんですよ」

オ 「懲戒請求を1万2万とか10万人とか、この番組見てる人が、一斉に  
弁護士会に行って懲戒請求かけてくださったらですね、弁護士会のほうと  
しても処分出さないわけにはいかないですよ」

3 原判決は、名誉毀損については、控訴人の発言はいずれも被控訴人らの社会的信用を低下させるものであるところ、発言アについては摘示事実の真実性の証明があるから違法性が阻却されるが、発言イからオについては違法性が阻却されないから名誉毀損を構成するものとし、発言ウからオについては、マスメディアを通じて視聴者らに被控訴人らに対する懲戒請求を呼びかけるものであって、名誉毀損とは別個の不法行為を構成すると認定判断し、慰謝料としては被控訴人らに対し、各200万円が相当であるとして、被控訴人らの請求の一部を認容した。

4 原判決に対して控訴人が控訴し、後記5のとおり、発言イにかかる原判決の事実誤認をふまえて発言イからオについても名誉毀損の成立を否認し、発言ウからオによる懲戒請求の「呼びかけ」にかかる不法行為についても、懲戒制度の趣旨目的に照らして不法行為を構成しないとして、当審において主張を補充した。

被控訴人らも、後記6のとおり、控訴人の当審における主張を争い、原判決の認定判断を相当としつつ、附帯控訴をして、一部棄却部分の取消しと請求の拡張部分を含めて請求の全部認容を求めた。

5 当審における付加主張等

(控訴人)

(1) 被控訴人らの請求拡張に対する答弁

被控訴人らの請求拡張（弁護士費用）は争う。

(2) 発言アについて（以下，付加主張）

発言アについて，発言の正確性を欠く旨の原判決の指摘は誤りである。番組の経過よりすれば，控訴人の発言に欠けていた正確性は，他の発言者の正確な発言により追完されたというべきであり，原判決のように控訴人の発言のみを切り取ってその正確性を検討するのは相当でない。

(3) 発言イの趣旨及び名誉毀損性について

ア 原判決は，発言イ（「明らかに今回は，あの21人というか，あの安田っていう弁護士が中心になって，そういう主張を組み立てたとしか考えられない。」）は，真実は被告人がそのような主張をしていなかったのに，本件弁護団が被告人の弁解として上記①及び②の主張を創作したものとの事実を摘示するものであり，これはひいては虚偽の事実を主張しているとの事実を想起させるものであると解釈した上で，発言イの名誉毀損性を肯定した。しかし，原判決の上記解釈は誤りである。

イ 控訴人は，本件弁護団が「被告人が言っていないにもかかわらず，主張内容を創作した」など言っていないし，まして，弁護団が虚偽の事実を主張したとは言っていない。発言イはその趣旨の事実摘示ではない。

控訴人の各発言は，テレビメディアの発言であるから，番組全体のニュアンス，流れから，視聴者が感じる印象を把握すべきである。

番組全体の映像，すなわち，全ての出演者の発言及びその時の状況からすれば，本件放送は，差戻前の1，2審で全く主張してこなかった主張内容をここまできて主張することはおかしいとのニュアンスを出しながら，全体では，「弁護団の主張自体が許されない。」，ひいては，「弁護団の弁護活動が許されない。」とのニュアンスをもった内容になっている。本件

弁護団が主張を創作している、虚偽の事実を主張しているとのニュアンスなど全くない。

ウ 発言イの「そういう主張」とは、弁護団の弁護人更新意見書（甲3）に記載されている主張であり、発言アの①、②のほか、報道されている公知の事実や本件放送内容の冒頭導入部、控訴人以外の発言者による発言に顕れた「当時少年は精神的に未発達で、ままごと遊びの感覚でやった。」「抵抗されたのでスリーパーホールドにした。」等々を主張事実とし、その全体を母胎回帰のストーリーとして捉え、殺意はなく傷害致死にとどまるとの主張を指す。

さらに、発言イの「組み立てた」とは、この弁護人の差戻控訴審更新意見書（甲3）が被告人の陳述とは異なる弁護人の意見であって、証拠に対する本件弁護団の評価をもとにした本件弁護団の主張が貫かれているものであり、本件弁護団が主張を「組み立てた」としかいうほかないことを指すものである。

本件弁護団は、自ら関係者の事情聴取を行い、資料を集め、被告人の心理鑑定や精神鑑定の専門家への依頼も行い、このような活動により、弁護人更新意見書において、「不十分ながらも『現時点での』本件事案の真相を解明し」と述べるに至ったのである。

被告人は初めから母胎回帰の事件であると言ったわけではない。弁護人更新意見書の主張は、被告人が主張した事実に、本件弁護団が各弁護人の評価も加えながら整理、構成した（組み立てた）ものであって、本件弁護団の意見である。すなわち、本件弁護団は、被告人の供述を基礎としながらも、本件弁護団が立てた仮説を検証した結果、被告人の強姦の意思や殺意を否認したものである。

このような被告人と本件弁護団の共同作業を表現するに、「組み立てた」以外の表現は見当たらない。

エ しかも、「主張を組み立てる」ことは、法律家、特に弁護士の業務活動の中核である。

弁護士が法廷に提出する書面（検察官ならば供述調書）は、依頼者（同被疑者）との共同制作物というべきものであり、依頼者の単なる意見ではなく、過去の体験に基づく過去の事実の主張である。弁護士は、依頼者の話から事件の概略をおぼろげに把握し、弁護士が見立てた（仮設した）事案の真相について、依頼者に質問や確認をし、関連する証拠を想起して証拠の収集をし、依頼者の話と収集した証拠との整合性に問題があれば、また依頼者に質問する。この作業を繰り返すうち、事件の真相が浮かび上がり、依頼者の曖昧な記憶も徐々によみがえってくる。依頼者も、弁護士の助けを得ながら、断片的な記憶を頼りに、証拠等に照らし合わせて一定の推理、推測、想像を繰り返す。話しては訂正し、訂正してはまた話すの繰り返しである。関係者についても同様である。

この過程で主導権を発揮するのは弁護士である。弁護士は、断片的な事実、証拠類から、分析力、論理力、経験則を駆使し、事実や証拠を評価しつつ、事実をつなげ、足りない証拠を推測して探していく。依頼者の主張と矛盾する証拠については、証拠を別な視点で評価し直していく。

このような被告人と弁護人の共同作業を表現するのに、「主張を組み立てた。」との表現を用いたのである。主張を組み立てることと、主張を創作することまたは虚偽の事実を主張することは、全く異なるのである。

オ 科学とは、仮説の検証であるが、特に、いったん判決がなされた事件における新たな仮説は弁護士主導で立てられる。

弁護士は、いったん判決が出ている事件に途中から加わる場合、事件記録を詳細に検討、分析し、裁判所の判断を検証し、被告人の主張と証拠との整合性のなさ、被告人の主張における矛盾、主張と主張の間の空白を見つけ出し、裁判所の事実認定を突き崩していく。また、事件記録に現れて

いる事実を再考し，裁判所とは異なる主張，事件の再構成を試み，再構成に必要で事件記録には現れていない事実を探す。その過程で，上記同様，弁護士と依頼者が共同で，もう一度事件について考え直し，証拠を収集していく。

判決で認定された事実を覆そうとすれば，弁護士主導のもと，依頼者は記憶を洗い直す。一度供述したことを覆そうとすれば，これまで供述してきた主張の構成を変えねばならないし，すでに判決で採用された証拠については，別の視点で評価し直さなければ（組み立てなければ）ならない。

主張の構成を変えるには，弁護士の力が必要不可欠である。

上記経緯は本件においても同様であり，むしろ，弁護団が主張するところである。すなわち，上記のような被告人と弁護団の共同作業の中で，被告人の主張が固まってきた経緯につき，弁護団は，「弁護団が事案の真相を解明した。」と述べている（甲3〈30頁〉）。

創作や虚偽ではなく，被告人の供述を基礎としながら，弁護人が立てた仮説に従い，被告人の殺意や強姦の意思を否定しているのである。

このような被告人と弁護人の共同作業を表現するのに，「主張を組み立てる。」との表現を用いるのは，上記のとおりである。

カ 控訴人が「弁護人が主張を組み立てたとしか考えられない。」と発言したのは，相当な理由がある

被告人は，1，2審では公訴事実を認めており，差戻控訴審弁護団が主張する事実は全く主張していなかった。しかし，上告審において公判期日が指定されてから，それまでの旧供述を一変させ，公訴事実を全面的に争う内容の新供述をした。かかる変遷は不自然である。

原判決は，1，2審の弁護人の方針により，上記主張をしなかったことも十分に考えられる，とするが，そのようなことは，弁護士法1条1項にも反することであるし，およそ，刑事事件における被告人と弁護人の関係



からしてありえない。

弁護人は、被告人・被疑者の「代理人」であるだけでなく、「保護者」としての役割がある。一般の刑事事件においても、弁護人は弁護士法1条に則り、社会正義の実現のため弁護方針を立てて主張を組み立てていく。控訴審ではなおさらである。その上、本件では、死刑の可能性がある事案であり、被告人は精神的に未熟であり、自ら主張を組み立てる力が著しく弱い。母胎回帰の事件とは、被告人がはじめから言ったわけではない。被告人の供述を基礎としながらも、弁護人が立てた仮説に従い、被告人の強姦の意思や殺意を否認したものである。

このような被告人と弁護人の共同作業を表現するに、「組み立てた」以外の表現は見当たらないのは上記のとおりである。

更新意見陳述書の主張は、被告人が主張した事実、本件弁護団が被告人としての評価も加えながら整理、構成した（組み立てた）以外の何物でもない。

キ 発言イは、控訴人の弁護士としての経験から体得した事実に基づき、弁護団の弁護活動の内容及びその評価を表現したものであり、控訴人が発言イをしたのには、相当な理由がある。その内容に誤りはないし、弁護団の名誉を害するものでもない。

#### (4) 発言ウからオの趣旨及び名誉毀損性

ア 原判決は、控訴人は発言ウからオをもって、視聴者に対し、被控訴人らの弁護活動が懲戒に相当することを前提にして、弁護団への懲戒請求をすることを呼びかけたが、控訴人が主張する懲戒理由は、(ア)本件弁護団が被告人の主張として虚偽の内容を創作しており、(イ)その内容が荒唐無稽であって刑事訴訟制度上弁護人において主張することが許されないものである、というものであるところ、(ア)の事実はなく、弁護団に懲戒事由があるとは認められない、として、発言ウからオの名誉毀損性を認めた。

イ たしかに、控訴人は、弁護団の弁護活動を「許されない。」と評したが、これは言論の自由の範囲内の意見表明である。

原審が意見の基礎とした事実のうち、上記(ア)が誤認であるのは、上記(3)のとおりである。

上記(イ)についても、弁護団の弁護活動が許されないとした理由は、その主張内容が荒唐無稽であるからではなく、下記ウのとおり、差戻控訴審の弁護人として、被告人の利益擁護のために、主張すべきを主張せず、主張すべきでないものを主張したことにあり、被告人のために最善の弁護活動を行うとの職責に反したからである。

ウ 本件刑事事件の経過からすれば、弁護団の弁護活動は、本件刑事事件差戻控訴審の弁護人としての職責に反しているというべきである。

(ア) 本件刑事事件の1，2審において、被告人は公訴事実を認めており、1審は、被告人の本心からの反省に疑問を呈しつつも、犯行当時18歳になったばかりの被告人の可塑性を考慮し更生の可能性に期待して、無期懲役を言い渡し、2審も1審判決を維持した。

しかし、検察官の上告に対し、上告審の公判期日が指定されたことから死刑に処せられる可能性が高くなったというべきところ、1，2審の弁護人が辞任して新たに主任弁護人及び被控訴人足立が弁護人に就任し、被告人はそれまでの供述を一変させて殺意を否認するにいたった。

上記主任弁護人らは、原判決が維持した第1審判決が認定する各殺人、強姦致死の各事実に重大な事実誤認があると主張したが、最高裁は、弁護人の事実誤認の主張を一蹴した上、「本件において死刑の選択を回避するに足りる特に酌量すべき事情があるかどうかにつき更に慎重な審理を尽くさせるため、原裁判所に差し戻す」と判示した。

(イ) 上記公判の経過及び最高裁判決よりすれば、被告人は、差戻控訴審において、死刑の選択を回避するに足りる特に酌量すべき事情を徹底的に

主張・立証しなければ、死刑判決を受ける可能性が高くなることは自明であり、したがって、弁護人としては、死刑を回避するため、徹底して情状酌量を主張し立証しなければならないことも自明である。これが弁護士法1条1項の基本的人權の擁護であり、社会的正義の実現であり、弁護士職務基本規定46条に規定する、被告人の権利及び利益を擁護するための最善の弁護活動である。

しかるに、本件弁護団は、差戻控訴審において、最高裁で一蹴された上記主張立証を再度行い、さらに母胎回帰ストーリーとの論理まで組み立て、1、2審で認めていた公訴事実を全面的に争った。弁護団は、誰が見ても、被告人には反省のかけらもなく情状酌量の余地が全くないように感じられる弁護活動を展開した。

(ウ) 果たして、差戻控訴審は、上記被告人の供述の変遷につき、新供述は到底信用できないとした上、その理由として、被告人は上告審の公判期日が指定されて死刑に処せられる可能性が高くなったことから、死刑を免れることを企図して旧供述を翻した上、虚偽の弁解を弄しているというほかないとし、差戻前1、2審は、犯行時少年であった被告人の可塑性に期待し、少年の可塑性から矯正教育による改善更生の可能性を考慮して無期懲役を選択したが、被告人は、差戻前控訴審判決言渡しから上告審弁論期日指定まで反省することなく日々を送り、その後は、本件公訴事実につき取調済みの証拠と整合するように虚偽の供述を構築することに精力を費やしたとし、「死刑の選択を回避するに足りる特に酌量すべき事情を見出す術もなくなったと言うべきである」として、死刑を言い渡した。

弁護団の弁護活動は、完全に失敗したのである。

(エ) 刑事事件の弁護人は、被告人の代理人であるにとどまらず、保護者的役割が強い。とりわけ、控訴審においては、被告人には陳述権は与えら

れておらず、弁護人のみ被告人のために弁論を行うことができるのであって、被告人の単なる代弁者ではなく、究極の専門家である。弁護人が依頼者である被告人の自己決定権を尊重すべきは当然であるが、こと命に関することは例外であり、専門家としての弁護人は、依頼者の意向にかかわらず、依頼者が自ら命を落とす状況に陥る意向を質すことに全力を挙げるべきである。

これは道義的責任であるのみならず、ときには法的責任となる。

上記最高裁判決は、被告人を原則死刑に処すべきことを大前提としつつ、死刑の選択を回避するために特に斟酌すべき事情の存否について審理を尽くすためとして差し戻したのであるから、本件弁護団は、上記上告審判決を徹底的に分析し、差戻控訴審において上告審の意図するところを十分にくみ取った弁護活動をしなければ、被告人は原則死刑に処せられる状況になったのである。これは、一般市民にとっても容易に理解できるところであり、弁護士にとっては自明である。

差戻控訴審においては公訴事実を争わず、情状弁護に努めるべきであった。それにもかかわらず、本件弁護団は、無謀にも、上告審判決で一蹴された主張を再度繰り返し、その結果、被告人の反社会性が増進したとして死刑判決が下された。弁護団の弁護活動は、弁護人としての裁量を著しく逸脱しており、この点は、弁護士として品位を失うべき非行に当たる。

これが、控訴人が発言ウからオにおいて摘示した被控訴人らの懲戒事由である。

エ また、弁護人は、本件差戻控訴審のように、被告人が死刑になる蓋然性が高い弁護活動をあえて行うときは、世間に対して説明すべき責任を負う。これは、弁護人の世間に対する一般的な説明責任ではなく、特別な状況下で生じる弁護人の世間に対する説明責任である。

このような説明がなく、明らかに被告人のためになっていないと世間が感じる弁護活動を弁護団が行えば、弁護人に対する社会の信頼が崩壊する。

本件弁護団は、上告審から導かれる死刑回避のための情状弁護活動をせず、あえて死刑判決に近づく弁護活動を展開したのであるから、弁護人制度、ひいては司法制度に対する社会の信頼を崩壊させないためにも、条理上説明義務が生じる（この点についても原判決の判断は誤りである。）。

しかるに、弁護団はこの説明責任を果たさなかった。

オ 加えて、被控訴人足立は、上告審において弁護人に就任した者であるが、上告審で指定された期日についての弁論期日延期申請を却下されたにもかかわらず、主任弁護人とともに、弁護士会の模擬裁判のリハーサルを理由に、期日に出頭しなかった。

カ 控訴人は、上記のとおり、差戻控訴審における弁護団の弁護活動は被告人のために最善の弁護を尽くすべきとの弁護人の職責に反していること、加えて弁護団が説明責任を果たしていないこと、被控訴人足立については上告審の期日に正当とはいえない理由で欠席したことで弁護団には懲戒事由があると述べたものであり、被控訴人らに懲戒事由があるのは明らかである。

弁護団が上記情状立証に努めなかったとの懲戒事由の摘示は、刑事弁護人制度ひいては司法制度に対する社会の信頼を崩壊させないとの目的のもとになされたものであって、公共性、公益性がある。

よって、発言ウからオについても、名誉毀損は成立しない。

(5) 発言ウからオの不法行為性について

原判決は、控訴人が発言ウからオをもって、視聴者らに弁護団への懲戒請求を呼びかけたとし、これが名誉毀損とは別の不法行為を構成すると判断したが、誤りである。

ア 控訴人は、視聴者らに懲戒請求制度があることを紹介したが、視聴者が

懲戒請求するか否かは各自の判断に委ねているのであり、「呼びかけた」とはいえない。このことは、番組の流れからして明らかである。

イ 懲戒請求については、規定（弁護士法58条1項）上もその趣旨からしても、懲戒請求人の資格を抑制的に考えるべきではない。

規定の文言からしても、事件の関係者等のみならず、当該事件に無関係の第三者からの懲戒請求を想定したものであり、こうした者からの懲戒請求が多くなされたからといって、それが違法となるものではない。

懲戒請求の対象となった弁護士にとっては、懲戒請求を受けたことが時間的、精神的負担になることは否定できないとしても、制度が予定するものとして甘受すべきものである。

被控訴人らは、今回の懲戒請求により、時間的、精神的損害を被った旨主張するが、同種の懲戒請求であり、請求書も同一であるものがほとんどであり、審理も併合してなされたものであるから、過重な負担とはいえない。被控訴人らが懲戒請求への対応に要した時間として主張する時間よりはるかに少ない時間で対処可能であり、被控訴人らの損害はほとんどないといえる程度である。

ウ 被控訴人らの弁護活動が懲戒に値するものであることは、上記(4)のとおりである。

(被控訴人ら)

(1) 当審における請求拡張

被控訴人らは、本件刑事事件と並行して本訴を提起することを余儀なくされ、さらに、本訴の提起自体が社会の耳目を引くものであり、訴訟活動のみならずマスコミ対応をするなどの必要があったため、被控訴人らは本人訴訟によることができず、弁護士を訴訟代理人に選任して訴訟を追行した。そして、控訴人の控訴により本訴が控訴審に移審したため、被控訴人らは、当審においても弁護士を訴訟代理人に選任せざるを得なくなった。そこで、被控

訴人らの負担する弁護士費用のうち各自の損害額の1割（30万円）について、相当因果関係ある損害として、請求を拡張する（付帯請求は従来請求分についてと同じ。）。

(2) 発言イについて

控訴人は、発言イの趣旨を、弁護団が弁護士業務の中核である主張構成を行ったことを指す、と主張するが、後付けである。

本件番組の流れからすれば、視聴者としては、発言イは、弁護団が主張を創作した、ひいては虚偽の主張をねつ造したとの趣旨としか解せないものである。控訴人の発言には、発言イが、控訴人主張の趣旨であるとの視聴者への説明は全くなかった。

(3) 懲戒請求の呼びかけの不法行為性について

マスメディアを通じての懲戒請求の呼びかけは、懲戒制度の予定していないところであり、個々の懲戒請求の不法行為性とは別に、不法行為を構成することは、原判決説示のとおりである。

### 第3 当裁判所の判断

1 争点(1)（本件各発言の名誉毀損性）について

(1) 控訴人が本件番組において、アからオの発言をしたことは、当事者間に争いが無い。

(2) 控訴人は、本件番組において、アからオを含む各発言を通じ、被控訴人らを含む弁護団の弁護活動が許されないものであって懲戒に値するとの意見（以下「本件意見」という。）を表明していると解されるところ、本件意見が弁護団ないしその構成員である被控訴人らの弁護士としての社会的信用ひいては個人的評価も低下させるものであることは明らかである。

本件各発言は、本件意見の前提事実を含む発言（発言ア）もしくは前提事実からなる発言（発言イ）、または、本件意見を前提としての発言（発言ウからオ）であると解されるから、結局、本件各発言の名誉毀損性の成否は、

本件意見の前提となっている事実の真実性の如何によることになる。なお、本件意見ないし各発言が公共の利益にかかるものであることは、被控訴人らにおいても争わない。

- (3) まず、摘示事実の真実性についてみると、本件番組は、複数の出演者がテーマについて意見を展開していくいわゆるトーク番組であるから、出演者の個々の発言の趣旨は、そのみ切り取って論ずるべきではなく、意見の展開の流れの中で理解すべきであり、その正確性についても、他の発言者の発言や司会役の整理内容等をも含めて全体としての流れの中で正確性を吟味し、その発言の1つを取り上げれば、不正確な点があったとしても、各発言者の言動や読み上げられた原稿の内容等を踏まえるなら、視聴者がその意味内容を正確に把握できると評価しうるのであれば、当該発言の正確性は補完されているということができ、正確性に欠けるところはないというべきである。

また、本件各発言は、テレビ番組の中での発言であるから、その名誉毀損性の有無は、その発言に対する一般視聴者の評価を基にして判断すべきことになる。

- (4) 証拠（乙16，17）によれば、本件番組（本件弁護団に関するもの）は全体として8分程度であり、司会役による話題事項の説明及び司会役と出演者それぞれの論評、それに対する応答などで成っているが、本件各発言を含む本件番組の流れは大要以下のとおりであると認められる。

ア 平成19年5月24日（差戻控訴審）の公判期日の法廷内画像上にテロップが流れ、司会役により、本件弁護団の主張が紹介され、司会役から発言を促された主宰者が、弁護団の主張内容及び弁護団が同主張をしていることを攻撃的に批判し、続いて控訴人が発言した。その中で、控訴人は、主任弁護人ともう1人の弁護人（被控訴人足立）が本件刑事事件の最高裁における弁論を日弁連の模擬裁判のリハーサルを理由に欠席したことを批判し、発言アをした。



イ 各発言者らは、弁護団の殺意否認主張が1，2審で出ていないのに上告審で主張され始めたことを批判し、続いて控訴人が、当該事実主張が1，2審で出ていたら仕方がないといいつつ、発言イをした。

ウ 各発言者らが、弁護団が死刑廃止運動として上記主張をしているのかと疑問を投げかけると、話題は弁護士資格への疑問に及び、うち1人が弁護士資格の再審査等がないかと問うたのに対し、控訴人が発言ウ、「今弁護士会のほうに、1人の弁護士に、まあ僕なんか何十件もやられているんですけれど、2件3件きただけで、もう弁護士会は大慌てなんですよ。」と述べ、発言エと続けた。

エ 各発言者らが、弁護団の主張内容及び弁護団がそれを差戻控訴審で主張したことを批判したのに対し、控訴人が「だからね、1審でもし言ってたらですよ、1審で言ってたらこれしょうがないんですよ。だからそうであればね、法廷でなぜ1審2審で言わずに、この差戻審になって初めてそういう主張をしたのかということ、きちんと説明しないと、これもう訴えるもなにも」と述べて発言オをした。

オ 各発言者らは、弁護士一般の批判をし、弁護団の主張内容及び1，2審で言っていないことを差戻控訴審で初めて述べたこと及びその主張内容が改悛の情があるとの表象になるかについて疑問を呈し（「こんどの弁護団がやってる中では、改悛の情が著しいってことがあるわけだね、その罪一等を減ずるあれとして。けども、改悛の情のある者がだねえ、殺意がありましたとって1審2審で言ったことを今度はありませんと言ったら、これ改悛の情にならないんじゃないですか。）」、司会役が弁護団の弁護人更新意見書中、発言①、②の部分を紹介したところ、各発言者らが口々に弁護団ないしその主張に対する、やや感情的とも思える批判的発言（「妄想ですね。」、「(死刑や更生について真剣に考えてきた被害者遺族に対する) 弁護側の法律家の答えがこれですか？許せないね、本当に。」、「ひど

い。」等々)をして、本件番組は終了した。

(5) 発言アの名誉毀損性について

控訴人が、上告審での弁護人らが上告審の弁論期日を欠席したことへの批判に続いて発言アをしたことは、上記認定のとおりである。

発言アは、弁護団が①、②の主張をした事実を摘示する前段と、そのことについて「弁護士として許していいのか。」と発言した後段に分かれ、後段は、意見論評の表明というべきものである。

そして意見論評の表明であっても、その前提とする事実が重要な部分において真実と認められなかったり、その内容が人身攻撃に及ぶなど意見ないし論評としての域を逸脱した場合（公益目的に出た発言であることは争いが無い。）には名誉毀損に該当することがあるというべきである（最高裁平成9年9月9日判決、民集51巻8号3804頁参照）。

発言アについては、本件弁護団が発言①、②にかかる主張をしたとの事実を摘示する部分は真実であると認められる上、人身攻撃に及ぶなど意見論評の域を逸脱しているともいえないから、発言アは違法性を欠き名誉毀損を構成しないことは原判決の説示（25頁1行目から26頁10行目まで）するとおりであるから、これを引用する。

なお、原判決は、発言アの前段の①、②の内容の正確性に問題がある旨指摘するところ、たしかに、①、②は、原判決指摘のとおり、弁護人更新意見書の対応部分の文言そのままではないが、上記認定の番組経過のとおり、本件番組の冒頭で、テロップ等で表示をするとともに、司会役から本件弁護団の主張内容が概略紹介されているところであって、控訴人を含む個々の発言に本件弁護団の主張内容を不正確に引用するところがあったとしても、それが些少であれば、視聴者に誤った理解、記憶がなされることは少なく、しかも、発言アの数分後の本件番組の終了近くにおいて、司会役が弁護人更新意見書（差戻控訴審におけるもの）の中の発言①、②の該当部分を読み上げ、